

ハンセン病問題基本法制定等を求める意見書

平成13年5月11日、熊本地方裁判所は「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟において、患者の隔離は、患者に対して継続的で極めて重大な人権の制限を強いるものであるとして、ハンセン病隔離政策の違憲性及び違法性を求めた。

これを受け、同年7月23日、国は同訴訟全国原告団協議会と入所者に対する在園保障、社会復帰支援、退所者に対する年金支給等の支援措置など恒久対策等について基本事項を合意した。

ところで、ハンセン病入所者数の推移を平成10年と平成19年で見ると、全国13の国立ハンセン病療養所では4,918名から2,933名に、沖縄愛楽園は486名から296名に、宮古南静園では186名から98名にそれぞれ減少している。

また、入所者の平均年齢では、平成19年4月現在、全国13施設で77.5歳、沖縄愛楽園で75.5歳、宮古南静園で80歳となっており、入所者数の減少や入所者高齢化が急速に進んでいる。

今後、入所者が安心して生活するとともに、抱いている寂りょう感を解消するためには現在の療養所を多目的な施設として整備を行い、地域社会に開かれた療養所とすることが必要となっている。

よって、国におかれては、在園者の最後の一人まで面倒を見るところとしておられるところであり、将来にわたり元ハンセン病患者が安心して生活できるよう、下記事項の実現について強く要望する。

記

1. ハンセン病問題の真の解決を図るため、入所者に対する療養の提供に限定している「らい予防法の廃止に関する法律」を廃止し、新たに「ハンセン病問題基本法」(仮称)を制定すること。
2. 療養所の将来のあり方について、入所者、職員及び地域住民などの意見を尊重して、地域を含めた医療及び介護施設等として広く開放、利用、発展させることができるよう、必要な施設を推進すること。
3. ハンセン病療養所の医療技術と施設の整備並びに看護・介護体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月27日

沖縄県うるま市議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣
厚生労働大臣 沖縄及び北方対策担当大臣